

第5節 弁護士倫理に関する研修

日弁連は、倫理研修規程及び規則に基づき、新入会員、登録後満5年及び登録後満10年ごとの会員にその年に実施される倫理研修への参加義務を課している。

下記表は、年度別の倫理研修受講義務者の履修状況をまとめたもので、2008年度の倫理研修への参加義務を課せられた会員は計4,858名で、義務履行者は4,720名（代替措置研修受講者54名含む）で、97.8%であった。

倫理研修受講義務者履修状況

(2010年3月)

	対象年数	受講義務者数	猶予者数	代替措置研修 受講	履行者数	受講割合	未履行者数
1998年度	登録1年目	648	0		641	98.9%	7
	登録後満5年	423	0		407	96.2%	16
	登録後満10年	411	0		401	97.6%	10
	登録後満20年	330	1		317	96.1%	12
	登録後満30年	315	3		298	94.6%	14
	計	2,127	4		2,064	97.0%	59
1999年度	登録1年目	662	0		655	98.9%	7
	登録後満5年	442	2		427	96.6%	13
	登録後満10年	396	0		387	97.7%	9
	登録後満20年	345	2		330	95.7%	13
	登録後満30年	328	0		317	96.6%	11
	計	2,173	4		2,116	97.4%	53
2000年度	登録1年目	1,428	2		1,411	98.8%	15
	登録後満5年	481	4		463	96.3%	14
	登録後満10年	419	0		397	94.7%	22
	登録後満20年	342	0		333	97.4%	9
	登録後満30年	356	1		335	94.1%	20
	計	3,026	7		2,939	97.1%	80
2001年度	登録1年目	881	0		873	99.1%	8
	登録後満5年	580	7		559	96.4%	14
	登録後満10年	406	0		396	97.5%	10
	登録後満20年	390	4		376	96.4%	10
	登録後満30年	334	0		326	97.6%	8
	計	2,591	11		2,530	97.6%	50
2002年度	登録1年目	931	0		920	98.8%	11
	登録後満5年	598	9		569	95.2%	20
	登録後満10年	421	3		410	97.4%	8
	登録後満20年	398	0		384	96.5%	14
	登録後満30年	358	0		338	94.4%	20
	計	2,706	12		2,621	96.9%	73
2003年度	登録1年目	987	0		974	98.7%	13
	登録後満5年	618	17		578	93.5%	23
	登録後満10年	425	1		387	91.1%	37
	登録後満20年	385	1		370	96.1%	14
	登録後満30年	438	3		391	89.3%	44
	計	2,853	22		2,700	94.6%	131

	対象年数	受講義務者数	猶予者数	代替措置研修 受講	履行者数	受講割合	未履行者数
2004年度	登録1年目	1,219	5		1,205	98.9%	9
	登録後満5年	605	20		569	94.0%	16
	登録後満10年	421	1		409	97.1%	11
	登録後満20年	356	0		346	97.2%	10
	登録後満30年	366	3		347	94.8%	16
	計	2,967	29		2,876	96.9%	62
2005年度	登録1年目	1,130	3		1,120	99.1%	7
	登録後満5年	634	30		594	93.7%	10
	登録後満10年	465	8		453	97.4%	4
	登録後満20年	360	1		352	97.8%	7
	登録後満30年	396	3		380	96.0%	13
	計	2,985	45		2,899	97.1%	41
2006年度	登録1年目	1,458	0		1,434	98.4%	23
	登録後満5年	694	26		652	93.9%	16
	登録後満10年	563	5		548	97.3%	10
	登録後満20年	351	1		343	97.7%	7
	登録後満30年	344	1		331	96.2%	12
	計	3,410	33		3,308	97.0%	68
	対象年数	受講義務者数	免除	代替措置研修 受講	履行者数	受講割合	未履行者数
2007年度	登録1年目	2,283	3	1	2,265	99.4%	14
	登録後満5年	853	(注4)25	13	795	97.6%	20
	登録後満10年	593	4	7	569	97.8%	13
	登録後満20年	384	5	0	374	98.7%	5
	登録後満30年	347	7	0	329	96.8%	11
	登録後満40年	278	15	1	244	93.2%	18
	登録後満50年	71	10	1	55	91.8%	5
	登録後満60年	12	8	0	1	25.0%	3
	計	4,821	77	23	4,632	98.1%	89
2008年度	登録1年目	2,266	0	0	2,252	99.4%	14
	登録後満5年	891	1	47	819	97.3%	24
	登録後満10年	612	3	6	592	98.2%	11
	登録後満20年	404	4	0	394	98.5%	6
	登録後満30年	318	5	0	302	96.5%	11
	登録後満40年	281	5	1	250	90.9%	25
	登録後満50年	74	8	0	55	83.3%	11
	登録後満60年	12	5	0	2	28.6%	5
	計	4,858	31	54	4,666	97.8%	107

- 【注】1. 2006年10月17日に倫理研修規則が改正され、登録後30年以降又は満75歳以上の会員にも参加義務が発生する研修参加義務の猶予制度が廃止された。また、病気、高齢等の事由により倫理研修に参加することができずしては、申請により任意的免除の制度が導入され、留学、海外赴任のほか、病気、育児、介護等やむを得ず研修に参加できない場合、eラーニングなどによる代替措置研修が受講できるようになった。
2. 受講義務者数は、受講義務期間中に弁護士名簿から取り消された者と2006年度までは75歳以上となった者である。
3. 猶予者とは、病気及び海外留学等により、当該年の研修を猶予されている者のことである。
4. 2007年度「登録後満5年」の免除の数字は、2006年度までに猶予申請が認められ、規則の改正に伴い参加された23名を含む数字となっている。

年次に達し

の参加の義
義務履行率

3月末日現在)

未受講割合
1.1%
3.8%
2.4%
3.6%
4.4%
2.8%
1.1%
2.9%
2.3%
3.8%
3.4%
2.4%
1.1%
2.9%
5.3%
2.6%
5.6%
2.6%
0.9%
2.4%
2.5%
2.6%
2.4%
1.9%
1.2%
3.3%
1.9%
3.5%
5.6%
2.7%
1.3%
3.7%
8.7%
3.6%
10.0%
4.6%

未受講割合
0.7%
2.6%
2.6%
2.8%
4.4%
2.1%
0.6%
1.6%
0.9%
1.9%
3.3%
1.4%
1.6%
2.3%
1.8%
2.0%
3.5%
2.0%
未受講割合
0.6%
2.4%
2.2%
1.3%
3.2%
6.8%
8.2%
75.0%
1.9%
0.6%
2.7%
1.8%
1.5%
3.5%
9.1%
16.7%
71.4%
2.2%

「るとともに、
きない会員に対
尋ない事情によ

を除いた人数

義務が免除